

令和5年12月7日

会 員 各 位

一般社団法人愛知県精神保健福祉士協会
会 長 中 住 正 紀

「株式会社 恵」の報道を受けて、会員の皆さまへのおねがい

会員の皆さまにおかれましては、本協会の事業運営にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、常日頃からそれぞれの職域でソーシャルワーク活動に奮闘されていることに敬意を表します。

さて、昨今「株式会社 恵」における食材費過大徴収問題がメディアでも報じられ、令和5年11月26日朝日新聞朝刊では、虚偽記録に基づく診療報酬や障害福祉サービス等報酬請求疑いが報じられています。

本協会としても食材費過大徴収問題が報じられて以来、看過することができない重大な案件として、理事会等で議論を重ねてきました。

本協会は、精神障害者の権利擁護と社会的復権及び国民の精神保健福祉の向上に携わる専門職団体であり、その実現のため精神障害者をとりまく生活課題や社会課題を解決するための援助や社会参加に向けての支援活動を展開しています。

専門職団体として声明文等を発信することも大切なこととは考えます。しかしながら、会員の皆さまにお伝えしたいことは、今一度「①自己決定の尊重、②権利擁護の視点、③人と状況の全体関連性、④生活者支援の視点」というソーシャルワークの原点に立ち返っていただくことです。精神保健福祉士がクライアントとパートナーシップを築けているのか、情報提供や紹介する際には当事者及び家族としっかり話し合っているのか。精神保健福祉士個人の視点や価値観により「妥協」してしまっていないか。自らの所属機関や連携機関がクライアントに対して差別や虐待及び不適切行為なく支援を提供しているのか。私たち精神保健福祉士のかかわりがクライアントの権利を尊重・擁護しているのかという観点から、今までの実践を振り返り、引き続きクライアント本位の支援を展開していただけることを切に願います。

また、会員相互の情報共有は欠かせないものと考えます。今回のような事案が発生したり疑われた場合には、本協会に情報提供していただけるよう重ねてお願い申し上げます。